



社援協発0331第1号
平成29年3月31日

各都道府県

消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

消費生活協同組合業務室長

（公印省略）

消費生活協同組合法施行規則の一部改正について

今般、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第23号）が公布されたところであるが、その内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）に対し、周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、円滑な施行について特段のご配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言である。

記

第一 改正の趣旨及び内容（別紙参照）

平成29年4月1日から保険業、農業協同組合の共済事業等に係る現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準が撤廃される。これに併せて、共済事業を行う組合においても、現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準を撤廃し、今後は、「共済事業を行う組合等の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの」を届け出させることとする改正を行う（第254条第3項第4号）。

届出が必要な「業務の管理上重大な紛失と認められるもの」かどうかについては、各組合において判断することになるが、組合において、届出が必要か判断が困難な場合には、必要に応じて、幅広く相談に応じられたい。

なお、本改正に併せて、共済事業向けの総合的な監督指針について、所要の改正（「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正について（平成29年3月31日社援発第20号厚生労働省社会・援護局長通知））を行ったので、御了知願いたい。

第二 施行期日

(1) 公布の日

平成29年3月24日

(2) 施行期日

平成29年4月1日